

地震発生からの時系列について (暫定)

平成 23 年 6 月 30 日時点
原子力安全・保安院

4月2日(土)

11 時 00 分頃 「1F 2 号機タービン建屋地下の高レベル汚染水がトレンチを通じ海洋に漏出していることを 9 時 30 分に発見した」との情報あり

(これ以降、集中廃棄物処理建屋を同汚染水の移送先候補として検討。既に同建屋に存在していた低レベル汚染水の処理方法が課題に。東電において、海洋への排出を含め、処理方法の検討が開始された)

14 時 25 分 集中廃棄物処理建屋に溜まった汚染水を 1F 4 号機タービン建屋へ移送開始

4月4日(月)

9 時 00 分～ 東電統合本部において、海江田経済産業大臣、細野総理補佐官出席のもと、本部会議開催。1F から「4 号機タービン建屋から 3 号機タービン建屋に汚染水が抜けて、3 号機タービン建屋の水位が上昇。このままいくと 3 号機タービン建屋の高濃度の汚染水が海洋に流出するおそれがある。また、5、6 号機サブドレン水位の上昇により冷却に必要な機器が水没するおそれあり」との報告あり

9 時 30 分頃～ 統合本部での議論を受け、保安院において、原子力安全委員会とともに、海洋放出に係る事実関係、環境への影響、放出の考え方等について東電から詳細な内容の聴取を開始

13 時頃 東電からの聴取内容を海江田大臣に報告。海洋への排出がやむを得ないとの判断につき、基本的に了解。海江田大臣からは、放出に当たっての環境への影響を少なくするための手段、モニタリング強化の具体的な方法、の 2 点につき、さらに確認するよう指示

14 時 00 分 官房長官、同判断につき了解
この際、今回の放出に間に合わないことは仕方ないものの、今後、同様の放出があり得ることから、ゼオライト吸着などの濃度低減措置を今から準備しておくこととの指示あり

14 時 30 分過 細野総理補佐官経由で同判断につき総理了解

14 時 50 分 海江田経済産業大臣に、御質問事項につき説明、対応方針について最終確認

15 時 東電から海洋放出の実施について公式に申し出
直ちに、原子炉等規制法第 67 条に基づく報告徴収
東電から報告
原子力安全委員会に助言を要請

15 時 20 分 原子力安全委員会から以下の助言を受ける
放射水の放射性物質の濃度、放出量を確認すること
放出時点の海洋の状態を確認しておくこと
放出前後の海水モニタリングを実施すること
上記の情報も踏まえて、適切に影響評価を行うこと

直ちに、東電に、今回の措置は人の健康に有意な影響はなく、大きな危険を回避するためにやむを得ないものとの保安院の判断を伝達。あわせて、海洋モニタリングの強化、放射性物質の放出低減策の強化などを指示（以下「保安院の判断及び指示」という）

- 16 時 02 分 ~ 官房長官定例記者会見において、枝野官房長官が安全確保のためにやむを得ない措置等として、海洋放出について政府として了としたことを公表
16 時に開始した外務省主催の外交団向けブリーフィングの中で海洋放出についての一報を統合本部から受けた旨を言及
15 時 50 分から東電が集中廃棄物処理施設内の低レベルの滞留水と、1F 5 号機及び 6 号機のサブドレンピットの低レベルの地下水を、準備が整い次第、海洋に放出する旨の記者会見を実施
- 16 時 25 分 原子力安全・保安院が、海洋放出について臨時記者会見し、保安院の判断及び指示を公表
原子力災害現地対策本部において、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町及びいわき市に対し東電が海洋放出する旨及びそれに対する保安院の判断及び指示を FAX 等で連絡
福島県は、原子力災害現地対策本部のメンバー（副知事以下参加）
- 17 時 46 分 原子力安全・保安院から IAEA に対し、東電が海洋放出をする旨及びそれに対する同院の判断及び指示を連絡
- 19 時 03 分 集中廃棄物処理施設内の低レベル汚染水を放出開始
- 19 時 05 分 外務省から全外交団向けメール及び FAX にて放水が 4 日夕刻に開始される旨連絡
- 21 時 00 分 1F 6 号機サブドレンピットの低レベルの地下水を放出開始

4月5日(火)

- 17 時 25 分 1F 5 号機サブドレンピットの低レベルの地下水を放出開始
-

文中以下書換え

東京電力 東電

福島第 1 原子力発電所、福島第 1 発電所 1F